

徳島県告示第二百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
特定非営利活動法人どろーまあサービス	徳島市末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五一一サンシティ国府	介護予防訪問看護	令和七年三月六日	令和七年二月二十八日
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	平成アメニティ	同 勝占町惣田一七一一	介護予防短期入所生活介護	同 一月二十九日	同 三月一日